

世田谷区指定管理者制度運用に係るガイドライン（案）について

付議の要旨

「指定管理者制度運用指針」及び「指定管理者制度運用指針事務要領」を統合し、基本的な考え方や事務手続きなど庁内外に対して、より分かりやすく発信するため、新たに「世田谷区指定管理者制度運用に係るガイドライン」（案）を策定する。

1. 主旨

指定管理者制度運用にあたっては、「指定管理者制度運用指針」（以下、指針）及び「指定管理者制度運用指針事務要領」（以下、事務要領）を策定し、これまで一部改正を行う等制度向上に向けた改善を行ってきた。

この間にも、選定委員会の議事録や提案書の情報公開等、区議会からの指摘を受け、考え方を整理し、取扱いを改めてきたところである。これらも含め制度運用上の課題を再調整するとともに、区民・事業者へ分かりやすく制度運用の基本的な考え方や手続きを発信・共有することを目指し、指針と事務要領を統合し、新たに「世田谷区指定管理者制度運用に係るガイドライン（以下、ガイドライン）」を策定する。

2. ガイドライン（案）

別紙のとおり。

3. 主な新規項目

（1）適用する施設の考え方

施設の利用者や区民の意見を真摯に受け止め、既存利用者含めて区民が今までと同等以上に利用しやすい管理運営を行うことが期待できる、という視点を追加する。

また、指定管理者制度の特性を特に「利用料金制」と「自主事業」とし、指定管理者の収益性が高まる事業展開や裁量の拡大を検討し、可能なものについては、指定管理者の公募・選定にあたって、様々な提案を受け付けることができるようにする。

（2）選定委員会による選定を省略する例外措置

指定管理者制度を既に導入している同類施設があり、当該施設の追加があった場合、以下の条件のもと選定委員会による手続きを省略することができる。ただし、追加施設の指定管理者候補者の選定には、庁議による決定や議会報告を行い、指定管理者の指定には、議会による議決が必要となる。

- ・ 複数の施設を同一の指定管理者によって管理運営していること
- ・ 上記の指定管理者候補者選定の際に、追加があった場合は選定委員会を省力することを、選定委員会で審議した上で、庁議に付議し、政策決定を受けていること
- ・ 同じ条例の施設であること

(3) 利用料金の引継ぎの考え方

指定管理者が変更した場合の前受金の取扱いを記載。原則、施設利用日に指定管理者である事業者の利用料金は帰属する。

(4) 財務審査の取扱い

公認会計士もしくは税理士による財務審査を行うこと。財務審査は、選定委員会に報告し、評価する。財務審査は安定性や継続性を審査するものであることから、独立した審査項目とする。

(5) その他主な変更点

ページ	項目	内容
P. 1	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度について	1章にて、指定管理者制度の概要や法的位置づけ、国の見解等を記載。
P. 6	<input type="checkbox"/> 適用する施設の考え方	施設利用者や区民の声を聞き、今までと同等以上の管理運営が期待できることを記載。 特に、指定管理者制度の特性を「利用料金制度」と「自主事業」と記載し、委託事業との比較をした上で制度を導入していくことを記載。
P. 8	<input type="checkbox"/> 選定委員の選任にあたって	委員と応募団体に関して、利害関係の確認について記載。
P. 9	<input type="checkbox"/> 選定委員会による選定を省略する例外措置	指定管理者制度を既に導入している同類施設があり、当該施設の追加があった場合、選定委員会による選定を省略できることを記載。
P. 10	<input type="checkbox"/> 利用料金の引継ぎの考え方	指定管理者が変更した場合の前受金の取扱いを記載。原則、施設利用日に指定管理者である事業者の利用料金は帰属する。
P. 10	<input type="checkbox"/> 公募非公募の考え方	現指定管理者の公募の際に、応募が1団体のみであった場合、応募を促す取組みを検討し、庁議及び常任（特別委員会）資料に記載することを記載。

P. 11	<input type="checkbox"/> 指定管理者の業務内容	指定管理者が関わる業務として、通常業務、指定管理者制度の自主事業、行政財産の使用許可による自主事業に分類。
P. 15	<input type="checkbox"/> 指定管理者導入の検討	施設条例の制定や改正時期を記載。
P. 17	<input type="checkbox"/> 財務審査の取扱い	財務審査結果を選定結果の総合点には含まず、独立した審査項目とすることを記載。
P. 17	<input type="checkbox"/> 最低基準点の設定	特に重視する評価項目には、最低基準点を設定し、基準点を満たない応募団体は審査しないことができることを明記。
P. 23	<input type="checkbox"/> 指定管理者と施設所管による対話	施設所管は、指定管理者と定期的に意見交換を行う場を設定する等、対話を行っていくことを記載。
P. 28	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度に係る情報の公表	この間、通知にて対応してきた会議録要旨や提案書の公表等を含み、指定管理者制度に係る情報の公表に関して、6章に整理し、記載。
P. 32	<input type="checkbox"/> 公用利用の留意点	公用利用は必要最低限の利用し、また、直前のキャンセルは行わないように努めることを記載
P. 33	<input type="checkbox"/> 各種様式の整理	選定や選定結果に関する庁議及び議会資料、事業報告様式、標準協定書等のフォーマットを整理する。
—	<input type="checkbox"/> 過去の通知文等の内容の記載	過去に通知した内容（会議録要旨や障害者差別解消など）を本文中に記載する。

## 5. 今後のスケジュール

令和元年11月 企画総務常任委員会報告（ガイドライン）

令和元年12月 ガイドライン策定